

ID: 1726

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	家庭的保育事業等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17第3項の規定による。 第34条の17 3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日